

営繕工事における情報共有システム活用試行要領

令和4年8月24日
県土整備部営繕課

(趣旨)

第1 宮崎県県土整備部営繕課の発注する工事における受発注者の業務効率化及び工事事務の品質確保を図るため、情報共有システムの積極的な活用を推進するに当たり、営繕工事における情報共有システム活用試行要領を制定し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(2) 工事帳票

本要領における工事帳票とは、公共建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部定め）で定義する書面のうち、承諾、協議、提出、提示、報告及び通知の行為に必要な書面及びその添付書類をいう。

(対象工事)

第3 営繕工事における情報共有システムの活用を試行する対象工事は、入札公告（指名通知）及び現場説明書において、「営繕工事における情報共有システム活用試行対象工事」である旨を記載するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、発注者の同意があった場合は、受注者は情報共有システムを活用することができる。ただし、受注者は工事着手前に発注者に協議するものとする。

3 受注者は、工事着手前に、別に定める情報共有システムを選定し、発注者に連絡するものとする。

4 受注者は、情報共有システムを活用しない場合は、工事着手前に、発注者に対して情報共有システムを活用しない理由を明らかにした上で、活用しない旨を協議するものとする。

入札公告例

5 その他の事項

本工事は、営繕工事における情報共有システム活用試行対象工事である。

(工事帳票)

第4 情報共有システムで交換・共有する工事帳票については、別に定める。

(セキュリティ対策)

第5 セキュリティ対策については、別に定める。

(その他)

第6 この要領に定めるもののほか、営繕工事等における情報共有システム活用の試行に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和4年9月1日から施行する。